

令和2年11月25日

第13回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

## 第13回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和2年11月25日(水) 午後3時  
場 所 倉吉市役所 A会議室

### 1 開 会

### 2 前回会議録承認

### 3 会議録署名委員の選出

### 4 議 事

- (1) 議案第31号 令和2年度教育費補正予算について…………… 1
- (2) 議案第32号 倉吉市B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部  
改正について…………… 2
- (3) 議案第33号 倉吉市B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規  
則の廃止について…………… 8
- (4) 議案第34号 倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一  
部改正について…………… 11
- (5) 議案第35号 倉吉市公民館条例の廃止について…………… 15

### 5 協議事項

- (1) 夏季休業中における緩やかな閉庁について…………… 22
- (2) 令和2年度末倉吉市学校教職員人事異動方針について…………… 23

### 6 教育長報告

### 7 報告事項

各課報告(別紙)

### 8 その他

### 9 閉 会

議案第31号

令和2年度教育費補正予算について

次のとおり令和2年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和2年11月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第32号

倉吉市B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正をすることについて、本委員会の承認を求める。

令和2年11月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

## 倉吉市関金B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

### 【改正理由】

倉吉市関金B&G海洋センター（以下「海洋センター」といいます。）に指定管理者制度を導入するため、倉吉市関金B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例に所要の改正を行うものです。

### 【改正要旨】

- 1 指定管理者に海洋センターの管理運営を行わせることとした。 (第4条関係)
- 2 海洋センターの指定管理者の業務等を定めることとした。 (第5条関係)
- 3 海洋センターを利用時間及び利用日を定めることとした。 (第6条関係)
- 4 海洋センターを利用の許可について定めることとした。 (第7条関係)
- 5 海洋センターにおける特別設備等の制限について定めることとした (第8条関係)
- 6 海洋センターの利用の許可の基準について定めることとした。 (第9条関係)
- 7 海洋センターの目的外利用の禁止等について定めることとした。 (第10条関係)
- 8 海洋センターの利用許可の取消し等について定めることとした。 (第11条関係)
- 9 海洋センターの利用料金を定めることとした。 (第12条、別表関係)
- 10 利用料金の減免について定めることとした。 (第13条関係)
- 11 利用料金の不還付について定めることとした。 (第14条関係)
- 12 利用者の原状回復の義務について定めることとした。 (第15条関係)
- 13 その他所要の改正を行うこととした。
- 14 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。 (附則第1項関係)
- 15 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。 (附則第2項関係)

倉吉市関金B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市関金B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例（平成17年倉吉市条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置) 第3条 略</p> <p><u>(指定管理者による管理運営)</u> 第4条 <u>教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に海洋センターの管理運営を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務等)</u> 第5条 <u>指定管理者は、次に掲げる事業又は業務を行うものとする。</u>  <ol style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 第2条の設置の目的を達成するために行う事業</u></li> <li><u>(2) 海洋センターの利用の許可に関する業務</u></li> <li><u>(3) 海洋センターの施設等の維持管理に関する業務</u></li> <li><u>(4) その他施設の運営に関して教育委員会が必要と認める業務</u></li> </ol> </p> <p><u>(利用時間及び利用日)</u> 第6条 <u>海洋センターの利用時間及び利用日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用時間及び利用日を変更することができる。</u>  <ol style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 利用時間 午前9時から午後6時まで</u></li> <li><u>(2) 利用日 4月1日から9月30日までの日（月曜日及び火曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日という。以下同じ。）である場合は、その直後の休日でない日）を除く。）</u></li> </ol> </p> <p>(利用の許可) 第7条 海洋センター（附属設備及び器具を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、あらかじめ指</p>	<p>(名称及び位置) 第3条 略</p> <p>(利用の許可) 第4条 海洋センター（附属設備及び器具を含む。以下同じ。）を利用しようとする者は、あらかじめ教</p>

<p>定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認められるとき。</p>
<p>2 指定管理者は、前項及び次条の許可をする場合において管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(特別設備等の制限)</p> <p>第8条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、海洋センターに特別の設備を設け、若しくは設備に変更を加え、又は備付けの器具以外のものを搬入しようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>3 教育委員会は、第1項及び次条の許可をする場合において管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(特別設備等の制限)</p> <p>第5条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、海洋センターに特別の設備を設け、若しくは設備に変更を加え、又は備付けの器具以外のものを搬入しようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第9条 指定管理者は、海洋センターの利用が次に掲げるいずれかの場合に該当すると認められるときを除き、<u>利用を許可するものとする。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(2) <u>施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる場合</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げる場合のほか海洋センターの管理上支障があると認められる場合</u></p>	<p>(目的外利用等の禁止)</p> <p>第6条 利用者は、<u>第4条第1項の許可を受けた目的</u>以外の目的に海洋センターを利用し、又はその利用の権利を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>利用の許可を取り消し、利用を制限若しくは停止し、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例の規定に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>この条例の規定に基づく許可の目的又は条件に違反したとき。</u></p>
<p>(目的外利用等の禁止)</p> <p>第10条 利用者は、<u>第7条第1項の許可を受けた目的</u>以外の目的に海洋センターを利用し、又はその利用の権利を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、<u>利用者が次に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、第7条第1項の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例の規定に違反した場合</u></p> <p>(2) <u>この条例の規定に基づく許可の目的又は条件に違反した場合</u></p>	<p>(目的外利用等の禁止)</p> <p>第6条 利用者は、<u>第4条第1項の許可を受けた目的</u>以外の目的に海洋センターを利用し、又はその利用の権利を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、<u>利用の許可を取り消し、利用を制限若しくは停止し、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例の規定に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>この条例の規定に基づく許可の目的又は条件に違反したとき。</u></p>

(3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けた場合  
 (4) 前各号に掲げる場合のほか海洋センターの管理上支障があると認める場合

(利用料金)  
 第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める利用料金を納付しなければならない。  
 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。  
 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)  
 第13条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)  
 第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により利用できなくなったときその他特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)  
 第15条 利用者は、海洋センターの利用を終了したとき又は第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)  
 第16条 略

(委任)  
 第17条 略

別表 (第12条関係)  
 倉吉市関金B & G海洋センター利用料金

区分	単位	ヨット・カヌー	カッター・ボート
一般	1人1時間	550円	1,100円
	につき		
小学生、中学生、高校生	1人1時間	330円	550円
	につき		
備考	1時間未満の端数は、	1時間	
		として取り扱う。	

(3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。  
 (4) その他管理上支障があると認めるとき。

2 利用者が利用を取り消しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届出をしなければならない。

(使用料)  
 第8条 海洋センターを利用するときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。  
 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)  
 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)  
 第10条 利用者は、海洋センターの利用を終了したとき又は第7条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)  
 第11条 略

(委任)  
 第12条 略

別表 (第8条関係)  
 倉吉市関金B & G海洋センター使用料

区分	単位	ヨット・カヌー	カッター・ボート
一般	1艇2時間	530円	1,040円
	につき		
小学生、中学生、高校生	1艇2時間	310円	520円
	につき		
備考	2時間未満の端数は、	2時間	
		として取り扱う。	



附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 33 号

倉吉市 B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

次のとおり倉吉市 B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止をすることについて、本委員会の承認を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

## 倉吉市関金B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

### 【廃止理由】

倉吉市関金B & G海洋センターに指定管理者制度を導入するため、倉吉市関金B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例（平成17年倉吉市条例第69号）の一部を改正するようにしたことに伴い、倉吉市関金B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年倉吉市教育委員会規則第5号）を廃止するものです。

倉吉市関金B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

倉吉市関金B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年倉吉市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第34号

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正をすることについて、本委員会の承認を求める。

令和2年11月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

## 倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正について

### 【改正理由】

倉吉市B&G海洋センターに指定管理者制度を導入しようとするに伴い、倉吉市B&G海洋センターの使用料に関する規定を削るよう、倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則（平成25年倉吉市規則第10号）に所要の改正を行うものです。

### 【改正要旨】

- 1 倉吉市B&G海洋センターの使用料に関する規定を削ることとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則関係）

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則（平成25年倉吉市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線が囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																											
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、倉吉市立学校施設使用条例（平成3年倉吉市条例第16号）第12条、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号）第24条及び倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年倉吉市条例第9号）第9条の規定に基づき、倉吉市立学校施設、倉吉交流プラザ、倉吉博物館及び倉吉歴史民俗資料館（以下「教育委員会所管施設」という。）の使用料及び入館料（以下「使用料等」という。）の減免について、必要な事項を定める。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる教育委員会所管施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当する場合について、同表の中欄に掲げる使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">教育委員会所管施設</th> <th style="width: 10%;">使用料等</th> <th style="width: 70%;">減免事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉博物館</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉歴史民俗資料館</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	教育委員会所管施設	使用料等	減免事由	略			倉吉博物館	略		倉吉歴史民俗資料館			<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、倉吉市立学校施設使用条例（平成3年倉吉市条例第16号）第12条、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号）第24条、<u>倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年倉吉市条例第9号）第9条及び倉吉市関金B &amp; G海洋センターの設置及び管理に関する条例（平成17年倉吉市条例第69号）第12条</u>の規定に基づき、倉吉市立学校施設、倉吉交流プラザ、倉吉博物館、<u>倉吉歴史民俗資料館及び倉吉市関金B &amp; G海洋センター</u>（以下「教育委員会所管施設」という。）の使用料及び入館料（以下「使用料等」という。）の減免について、必要な事項を定める。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる教育委員会所管施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当する場合について、同表の中欄に掲げる使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">教育委員会所管施設</th> <th style="width: 10%;">使用料等</th> <th style="width: 70%;">減免事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉博物館</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉歴史民俗資料館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市関金B &amp; G海洋センター</td> <td>使用料</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の機関が主催して事業を行うとき。</li> <li>2 障がい者等及びその介護者が利用するとき。</li> <li>3 要介護者等及びその介護者が利用するとき。</li> <li>4 70歳以上の者が利用するとき。</li> <li>5 その他市長が特に必要があると認めたとき。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	教育委員会所管施設	使用料等	減免事由	略			倉吉博物館	略		倉吉歴史民俗資料館			倉吉市関金B & G海洋センター	使用料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の機関が主催して事業を行うとき。</li> <li>2 障がい者等及びその介護者が利用するとき。</li> <li>3 要介護者等及びその介護者が利用するとき。</li> <li>4 70歳以上の者が利用するとき。</li> <li>5 その他市長が特に必要があると認めたとき。</li> </ol>
教育委員会所管施設	使用料等	減免事由																										
略																												
倉吉博物館	略																											
倉吉歴史民俗資料館																												
教育委員会所管施設	使用料等	減免事由																										
略																												
倉吉博物館	略																											
倉吉歴史民俗資料館																												
倉吉市関金B & G海洋センター	使用料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の機関が主催して事業を行うとき。</li> <li>2 障がい者等及びその介護者が利用するとき。</li> <li>3 要介護者等及びその介護者が利用するとき。</li> <li>4 70歳以上の者が利用するとき。</li> <li>5 その他市長が特に必要があると認めたとき。</li> </ol>																										

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



議案第 35 号

倉吉市公民館条例の廃止について

次のとおり倉吉市公民館条例の廃止をすることについて、本委員会の承認を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

## 倉吉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

### 【改正理由】

少子高齢化、人口減少等の影響により、生活環境等に関する地域課題や住民ニーズが多様化、複雑化し、自治公民館単位では解決できないものも多く生じています。これらの諸課題に対応するためには、地区住民自らが話し合い、解決していく助け合いの活動を進めていくことが必要です。

現在市内13地区に社会教育法に基づく社会教育施設として公民館が設置されていますが、社会教育の立場からだけでは、こうした活動のための拠点としては自ずと限界があることから、それら13地区の公民館を、地域課題に対応する住民活動を支援する、地域づくり活動の拠点施設に転換し、倉吉市コミュニティセンター（以下「センター」という。）として設置するよう、倉吉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

### 【改正要旨】

- 1 センターの設置の目的を改めることとした。(第1条関係)
- 2 センターの位置付けを定めることとした。(第2条関係)
- 3 センターの名称、位置及び主たる対象区域を定めることとした。(第3条関係)
- 4 センターの事業について定めることとした。(第4条関係)
- 5 センターの管理運営を指定管理者に行わせることとした。(第5条関係)
- 6 指定管理者の業務について定めることとした。(第6条関係)
- 7 センターに置く職員及び館長会について定めることとした。(第7条関係)
- 8 センターの供用日について定めることとした。(第8条関係)
- 9 センターの利用の許可について定めることとした。(第9条関係)
- 10 利用の許可の基準について定めることとした。(第10条関係)
- 11 目的外利用等の禁止について定めることとした。(第11条関係)
- 12 特別設備等の制限について定めることとした。(第12条関係)
- 13 利用許可の取消し等について定めることとした。(第13条関係)
- 14 利用料金について定めることとした。(第14条、別表関係)
- 15 利用料金の減免について定めることとした。(第15条関係)
- 16 利用料金の不還付について定めることとした。(第16条関係)
- 17 原状回復の義務について定めることとした。(第17条関係)
- 18 損害賠償の義務について定めることとした。(第18条関係)
- 19 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定めることとした。(第19条関係)
- 20 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- 21 倉吉市公民館条例（昭和44年倉吉市条例第13号）を廃止することとした。(附則第2項関係)
- 22 この条例の施行の日前に倉吉市公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすこととした。(附則第3項関係)
- 23 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。(附則第4項関係)

倉吉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成10年倉吉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																												
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>倉吉市の各地区における社会教育及び地域活動の拠点となり、地域住民相互の交流活動、地域づくり活動、地域福祉活動その他の地域の諸活動の支援を行うことで、倉吉市の生涯学習及びコミュニティ活動の推進並びに福祉その他の公益の増進に資するため、倉吉市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(センターの位置付け)</u></p> <p>第2条 センターは、<u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定により設置する公民館とみなす。</u></p> <p>(名称、位置及び主たる対象区域)</p> <p>第3条 センターの名称、<u>位置及び主たる対象区域</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">主たる対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上北条コミュニティセンター</td> <td>倉吉市新田</td> <td>上北条地区</td> </tr> <tr> <td>上井コミュニティセンター</td> <td>倉吉市大平町</td> <td>上井地区</td> </tr> <tr> <td>西郷コミュニティセンター</td> <td>倉吉市下余戸</td> <td>西郷地区</td> </tr> <tr> <td>上灘コミュニティセンター</td> <td>倉吉市上灘町</td> <td>上灘地区</td> </tr> <tr> <td>成徳コミュニティセンター</td> <td>倉吉市住吉町</td> <td>成徳地区</td> </tr> <tr> <td>明倫コミュニティセンター</td> <td>倉吉市福吉町</td> <td>明倫地区</td> </tr> <tr> <td>灘手コミュニティセンター</td> <td>倉吉市尾原</td> <td>灘手地区</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	主たる対象区域	上北条コミュニティセンター	倉吉市新田	上北条地区	上井コミュニティセンター	倉吉市大平町	上井地区	西郷コミュニティセンター	倉吉市下余戸	西郷地区	上灘コミュニティセンター	倉吉市上灘町	上灘地区	成徳コミュニティセンター	倉吉市住吉町	成徳地区	明倫コミュニティセンター	倉吉市福吉町	明倫地区	灘手コミュニティセンター	倉吉市尾原	灘手地区	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、倉吉市の<u>コミュニティ活動の推進と福祉の増進に資するための中核的コミュニティ施設として、コミュニティセンター（以下「センター」という。）</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上北条コミュニティセンター</td> <td>倉吉市新田</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	上北条コミュニティセンター	倉吉市新田
名称	位置	主たる対象区域																											
上北条コミュニティセンター	倉吉市新田	上北条地区																											
上井コミュニティセンター	倉吉市大平町	上井地区																											
西郷コミュニティセンター	倉吉市下余戸	西郷地区																											
上灘コミュニティセンター	倉吉市上灘町	上灘地区																											
成徳コミュニティセンター	倉吉市住吉町	成徳地区																											
明倫コミュニティセンター	倉吉市福吉町	明倫地区																											
灘手コミュニティセンター	倉吉市尾原	灘手地区																											
名称	位置																												
上北条コミュニティセンター	倉吉市新田																												

社コミュニティセンター	倉吉市国分寺	社地区
北谷コミュニティセンター	倉吉市福本	北谷地区
高城コミュニティセンター	倉吉市上福田	高城地区
小鴨コミュニティセンター	倉吉市中河原	小鴨地区
上小鴨コミュニティセンター	倉吉市上古川	上小鴨地区
関金コミュニティセンター	倉吉市関金町 大鳥居	関金地区

社コミュニティセンター	倉吉市国分寺
上小鴨コミュニティセンター	倉吉市上古川

(事業)

第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育法第22条に規定する事業
- (2) 住民自治の向上を図り、住民主体によるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び事業の推進に関する事
- (3) 地域福祉の推進に関する事
- (4) 地域防災の推進に関する事
- (5) 人権啓発の推進に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理運営)

第5条 市長及び教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理運営を行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げる業務のほかセンターの管理運営に関して市長が必要と認める業務

(職員等)

第7条 センターに館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2. 市長又は教育委員会は、センター相互の連絡調整を図るために必要があると認める場合は、館長を招集し、館長会を開くことができる。

(供用日)

第8条 センターは、1年を通して利用に供するものとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長及び教育委員会の承認を得て、臨時又は定期の閉館時間及び休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第9条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第10条 指定管理者は、センターの利用が次に掲げるいずれかの場合に該当すると認められるときを除き、利用を許可するものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合

(2) センターの施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる場合

(4) 長期間にわたる継続利用により、他の利用を妨げるおそれがある場合

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するための利用と認められる場合

(6) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するための利用と認められる場合（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条に規定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会によるものを除く。）

(7) 前各号に掲げる場合のほかセンターの管理上支障があると認められる場合

(目的外利用等の禁止)

第11条 第9条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可を受けた目的以外の目的にセンターを利用し、又はその権利を第三者に譲渡してはならない。

(特別設備等の制限)

第12条 利用者は、センターに特別の設備等をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、第9条第1項の許可を取り消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、市長及び教育委員会並びに指定管理者は、利用者に生じた損害についてその責めを負わない。

- (1) この条例に違反した場合
- (2) この条例の規定に基づく許可の目的又は条件に違反した場合
- (3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けた場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほかセンターの管理上支障があると認める場合

(利用料金)

第14条 利用者は、利用の許可を受けたときは、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により利用できなくなったときその他特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、センターの施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営については、倉吉市公民館条例（昭和44年倉吉市条例第13号）で定める。

別表（第14条関係）

利用料金上限額

区分	1時間当たり
会議室	2,610円
視聴覚室・研修室	1,040円
和室	2,090円

調理実習室	1,250円
その他の部屋	1,040円
備考	
<p>1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数は、1時間とする。</p> <p>2 営利を目的として利用する場合は、上記の区分による利用料金（以下「区分利用料金」という。）に10分の10を乗じて得た額を加算した額による。</p> <p>3 市外者が利用する場合は、区分利用料金に10分の10を乗じて得た額を加算した額による。この場合において、複数人での利用につき、市内に住所又は事務所のない者がその2分の1を超えるときは、市外者が利用したものとみなす。</p> <p>4 冷暖房を利用した場合は、区分利用料金に10分の5を乗じて得た額を加算した額による。ただし、区分利用料金を免除された利用者が冷暖房を利用した場合の利用料金は、当該冷暖房の利用に係る実費に相当する額を限度とすることができる。</p> <p>5 附属設備等を利用した場合は、当該附属設備の利用に係る実費に相当する額（以下「附属設備利用料金」という。）を限度として、区分利用料金にこれを加算することができる。ただし、区分利用料金を免除された利用者が附属設備等を利用した場合の利用料金は、附属設備利用料金を限度とすることができる。</p> <p>6 第1項から第5項までの規定は、重複して適用させるものとする。</p>	

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（倉吉市公民館条例の廃止）
- 倉吉市公民館条例（昭和44年倉吉市条例第13号）は、廃止する。  
（経過措置）
- この条例の施行の日前に倉吉市公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
（準備行為）
- この条例を施行するために必要な指定管理者の指定その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 長期休業期間中の学校閉庁日について

学 校 教 育 課

### 1 夏季休業

令和3年8月9日（月）、10日（火）、12日（木）、13日（金）

山の日：8月11日（水）

### 2 冬季休業

令和3年12月27日（月）、28日（火）

令和4年1月4日（火）

年末年始休業：令和3年12月29日（水）

～令和4年1月3日（月）



令和2年度末倉吉市学校教職員人事異動方針

本市学校教育の充実発展と教育水準の向上を期するため、次の方針により人事異動を行う。

- 1 年齢や性別等にとらわれることなく、幅広く多様な経験を有し、優れた 識見と指導力を備えた人材の管理職登用に努める。
- 2 地域間、学校間の格差が生じないよう教職員の適正な配置に努める。
- 3 同一校の勤務期間が長くなる傾向をできるだけ排除して人事の刷新を期するとともに、短期間の異動は努めて避ける。
- 4 特別支援教育、特別の配慮を必要とする地域における教育の充実を図るため、教職員の配置と人事交流について考慮する。
- 5 各学校長の意見具申を尊重して、県教育委員会への人事異動内申を行う。

倉吉市教育委員会